

道路運送法第15条の2第1項及び同法施行規則第15条の4第3号および第15条の5第3項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和 月 日付け葛城市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

葛城市染野、當麻、竹内、兵家、太田、中戸（葛城市コミュニティバス C. 兵家・中戸の沿線）

葛城市柿本、笛堂、北花内、新村、新町、南新町、薑、南花内、忍海、葛木（葛城市コミュニティバス E. 笛堂・薑ルートの沿線）

葛城市柿本、北花内、林堂、西辻、脇田、笛吹、梅室、山口、平岡、山田、南藤井、葛木（葛城市コミュニティバス F. 笛吹・梅室ルートの沿線）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

葛城市コミュニティバス C. 兵家・中戸ルート

葛城市コミュニティバス E. 笛堂・薑ルート

葛城市コミュニティバス F. 笛吹・梅室ルート

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

2019年10月1日から

令和 月 日

葛城市地域公共交通活性化協議会

会長 阿 古 和 彦